

福岡市埋蔵文化財センター保存処理設備機器の外部使用許可基準

1. 基本的使用許可基準

外部に対する保存処理設備機器の使用許可に際しては、下記の要件を満たすものであることを原則とする。

- (1)本市の保存処理業務に支障をきたすおそれがないこと。
- (2)文化財保護の観点から重要性があり、本市の文化財保護行政に寄与するものであること。

2. その他の許可基準

- (1)使用は、センター職員の指導・助言のもと、原則として外部担当職員が行うものとする。
- (2)使用に際して必要となる原材料・作業員等は、使用者側（外部）の負担とする。
- (3)一括委託等請負的な処理は許可しないこととする。
- (4)民間業者等営利を目的とする団体からの依頼については許可しないこととする。
- (5)緊急性のある場合や特殊なものを除いて、通常の保存処理については受け付けないものとする。
- (6)使用に際しては、事前にセンター職員と協議のうえ申請書を提出し、許可を得ることを必要とする。
- (7)使用にあたってはセンター職員の指示に従うこと。また指示以外の行為により機器を破損した場合は、使用者側の責任において原状回復すること。

3. 対象機器一覧

本基準を適用する保存処理機器は、別表一覧表のとおりとする。

4. 許可基準の理由（略）

本基準は平成12(2000)年3月1日より施行する。

(別紙) *主な保存処理機器の品名のみを列記

大型PEG 含浸槽，一体型PEG 含浸槽，真空凍結乾燥機，有機遺物処理装置，減圧含浸装置，工業用電子天秤，偏光顕微鏡，実体顕微鏡，ビデオマイクロスコープ，赤外線カメラ，画像ファイリング装置，分析用電子天秤，赤外線分水計，大型滑走式マイクローム，蛍光X線分析装置，微小部蛍光X線分析装置，X線回析装置，蛍光X線ハンドヘルド，走査電子顕微鏡，透過X線撮影装置，分析用試料作成装置，マグネチックスターラー，ドラフトチャンバー，精密噴射加工機（エアブラシ），精密グラインダー，送風定温乾燥機，大型送風定温乾燥機，真空乾燥機，卓上電気炉，純水製造装置，超音波洗浄機，真空デシケーター，攪拌機，真空脱泡用デシケーター，シーラー，バキュームシーラー，ホットエアガン